

「令和8年度中小企業BCP策定支援業務」公募型プロポーザルに関する質問への回答

番号	質問内容	回答
1	本業務において再委託を予定している業務があります。仕様書では「発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる」とされていますが、再委託可能な範囲についてご教示ください。あわせて、再委託費率や再委託金額について上限（例：契約額の〇％以内等）が設定されている場合はご教示ください。	再委託に関する範囲や再委託費率、再委託金額の上限等は設定していませんが、主たる業務に該当すると考えられる内容の再委託や一括下請と見なされるような再委託は認められません。 なお、本業務における一部再委託の可否については、契約締結の際に提出いただく内容を個別に確認した上で判断することとなります。
2	企画提案書等の受付期限は令和8年9月3日とありますが、提出期限の時刻（必着時間）をご教示ください。	令和8年9月3日（木曜日）15時となります。
3	「4. 委託業務の実施要件」の(1)について、「政令指定都市又は都道府県等が発注した業務の受注実績」と、「同種または類似の業務（中小企業のBCP策定支援、レジリエンス向上支援等）の受注実績」を別々の案件として有している場合、実施要件を満たしていることとなりますでしょうか。 中小企業BCP策定支援の実績があるものの、その発注者が政令指定都市または都道府県でない場合は条件を満たすことにならないかの確認のためのご質問です。	実施要件については評価票に記載の通り、業務の実現性を評価するための指標となります。本プロポーザルへの参加資格ではありません。 なお、実施要件を満たすか否かについては、提出された企画提案書に記載の受注実績を踏まえ、審査委員会において総合的に審査いたします。 したがって、ご質問のようなケースについて、一律に判断をお示しすることはできません。